

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

会 長

署名委員

署名委員

第2回 上富良野町国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 自 令和7年2月12日 18時30分

至 令和7年2月12日 19時30分

2 場 所 富良野広域連合上富良野消防署2階 第2会議室

3 出席者

公 益 代 表 北川 昭雄・西塚 邦夫・玉島 和恵

保険医・薬剤師代表 渋江 久・松井 拓也・小玉 格

被 保 険 者 代 表 喜多 静子

被用者保険等保険者代表

(欠席委員 花田 久泰・小玉 佳史・森田 真二)

事 務 局 副町長・町民生活課長・総合窓口班主幹

総合窓口班：信田主事 健康推進班：菊池保健師

4 付議議題

- ・ 令和6年度国民健康保険法等改正案について
- ・ 令和7年度国民健康保険特別会計予算について

町民生活課長	定刻となりましたので、令和6年度第2回上富良野町国民健康保険運営協議会を開会します。
	なお、本日都合により、森田委員、花田委員が欠席となっておりますことをご報告いたします。また、小玉佳史委員につきましては、遅れてくることとなっております（欠席）。続きまして町長挨拶ですが、町長が他の公務により不在のため、副町長よりご挨拶いたします。
副町長挨拶	
副 町 長	みなさんこんばんは。お忙しい時期にお集り頂き、誠にありがとうございます。
	また、日頃より上富良野町の国民健康保険の運営に関し、ご尽力、ご理解をいただいていることに改めて感謝申し上げます。
	当町においては、高額な医療費負担が近年増えていると伺っております。
	それに伴いまして、当町でも第3期データヘルス計画に基づいて、特定健診や特定保健指導を実施し、生活習慣病予防に努めていきながら医療費の負担を抑えていくことが重要であると考えております。
	今回の諮問事項としましては、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ及び軽減判定基準の見直しに伴う国民健康保険税条例の改正と令和7年度国民健康保険特別会計予算について諮問させていただきたいと考えております。
	この運営協議会にて、ご助言・ご指導を頂き、皆様から賜ったご意見をしっかりと受け止めて安定的な国保運営に生かしていきたいと考えておりますので、本日は、よろしくお願いいたします。
町民生活課長	続きまして北川会長より挨拶をお願いします。
会長挨拶	
会 長	みなさまお晩でございます。夜分お疲れのところお集まりいただきありがとうございます。
	第2回目の国保運営協議会ということで、最近の国会では高額療養費制度の見直しについて議論されており、上限額が引上げとなりますと個人の負担が多くなるということで大変厳しい状況になると感じております。本日は、令和7年度国保特別会計予算及び条例改正について皆様方にご審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
町民生活課長	副町長につきましては、他の公務によりここで退席させていただきます。
	ここからは規則第5条で議長は会長が務めることとなっておりますので会長の進

	行でお願いします。
会 長	会議録署名委員については規則第9条第2項の規定により協議会に諮りこれを決めることとなっております。被保険者代表から喜多委員、医師薬剤師代表から松井委員にお願いしたいと思います。
各委員	(承認)
1 報告事項	
(1) 令和6年度国民健康保険給付状況について	
事 務 局	1 ページから3 ページにかけて3 月診療から1 1 月診療までの9 か月分の給付状況についてご説明いたします。
	1 ページをご覧ください。
	まず、ページ上段右上の令和6 年度、年間平均被保険者数につきましては、昨年と比較しまして、114 人減の1,982 人となっております、受診件数及び費用額は、前年対比でそれぞれ96%と100.80%となっております。中段の1 人当たりの費用額と保険給付費については、前年対比が106.60%、107.58%となっております。
	2 ページをご覧ください。
	中段(2)の療養の給付内訳につきまして、費用額の合計は若干増加しておりますが、表右側の1 日、1 人当たりの費用額になりますと、ほぼ昨年度と同様となっております。
	3 ページをご覧ください。
	今年度につきましては赤色の折れ線グラフとなっておりますが、令和6 年1 2 月診療分～令和7 年2 月診療分については負担額が確定しておりませんので、1 1 月診療分までの記載となっております。高齢者においては昨年度期と比べるとほぼ横ばいとなっておりますが、全体のグラフに着目すると、令和6 年7 月診療分において昨年度同時期と比較すると増加している状況です。
	これは7 月診療において高額療養になった被保険者が重なっていたことによる増加が主な要因と考えられます。
	簡単ではございますが、以上で1 ページから3 ページの給付状況の説明とさせていただきます。
(2) 令和5 年度特定健診受診率全道順位の公表結果について	

事 務 局	4 ページをご覧ください。
	第 1 回の国保運営協議会後に国保連合会から発出されました年度別特定健診受診率の順位表となります。上富良野町においては毎年 70%を超える受診率となっており全道でも常に上位に位置している状況です。今回発表されました令和 5 年度の特定健診受診率全道順位におきましても、受診率が 70.8%と前年度よりも上昇した結果となり、順位も 1 7 9 市町村中 3 位という結果となりました。
	以上で説明を終わります。
2 諮問事項	
(1) 令和 6 年度国民健康保険法等改正案について	
事 務 局	5 ページをご覧ください。
	国全体の国民健康保険法の改正が予定されており、国民健康保険税における賦課限度額の引上げと、低所得者に係る軽減判定所得の見直しが予定されております。そのため、町においても法定どおりの改正を行う予定となっております。賦課限度額の引上げの改正内容は基礎賦課分において 65 万円が 66 万円と 1 万円増、後期高齢者支援分で 24 万円が 26 万円の 2 万円増、介護納付金分は 17 万円のままと変更はありません。
	また、軽減判定につきましては、下の点線内に記載されております、5 割軽減で 5 千円×被保険者数、2 割軽減で 1 万 5,000 円×被保険者数が基準額に上乗せされることになります。課限度額及び軽減基準判定引上げによりどれくらいの世帯に影響があるか試算できていない段階ではありますが、例年でいくと、5 世帯程度に影響がでている状況です。以上で説明を終わります。
会 長	国の制度に合わせて、改正ということでしたが、ご意見ご質問ございませんか。
小玉委員	今の説明から中々理解することが難しいので詳しく教えてほしい。
事 務 局	対象者の所得によって変化していく応益分と応能分があるのですが、世帯や収入が多ければその分課税額が多くなります。その課税額については現行の上限額が 1 0 6 万円と設定されており、この上限額を超えた場合でも 1 0 6 万円として判断しているのですが、今回の改正により、現行の上限額である 1 0 6 万円から 3 万円引き上げて上限額を 1 0 9 万円にしますという内容になります。さらに賦課額については、医療分・後期支援分・介護分のそれぞれで計算を行う仕組みとなっており、合わせて計算を行った結果、1 0 9 万円を上限に決定されることとなります。

	軽減判定基準については、低所得の判定に対して基礎額の 4 3 万円＋改正後であれば 3 0 万 5 千円または 5 6 万円を加入している被保険者数に応じて掛けて計算を行い、5 割ないし 2 割の軽減判定をしていくのですが、その計算をするうえでの軽減判定基準額を今回引上げしていきますという内容となっております。
会 長	他に委員の皆さんから質問はありますでしょうか。
委 員	(意見等なし)
	(2) 令和 7 年度国民健康保険特別会計予算（案）について
事 務 局	6 ページから 8 ページの令和 7 年度国民健康保険特別会計予算（案）について説明します。
	まず 6 ページの A 3 の資料をご覧ください。
	1. 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 7, 524 万円となっています。
	前年の当初予算が 11 億 7, 330 万 4 千円でしたので、193 万 6 千円の増額となりました。
	2. 予算の概要ですが、国保税の収入見込みとしまして、被保険者数の減少を主な要因として、前年度予算から 131 万 6 千円の減収を見込んでいます。
	次に、国庫支出金につきまして、令和 6 年度と同様に出産育児一時金臨時補助金として 4 万 5 千円を計上しております。
	続きまして、道支出金の保険給付費等交付金のうち普通交付金につきましては、歳出の保険給付費と同額になります。保険給付費については、北海道が推計した金額が示されておりますので、前年度比 892 万 9 千円の増加を見込んでおります。
	また、特別交付金につきましては、特別調整交付金分、保険者努力支援分、都道府県繰入金、特定健診等負担金分で、3, 994 万 3 千円と、前年度比 517 万 6 千円減を見込んでおります。
	平成 30 年度から新設されました財政安定化基金交付金については、市町村において保険料収入不足や予期せぬ医療給付増が生じた場合に資金の貸付を行う事業に対する予算となりますが、上富良野町においては借り入れが必要な状況ではないため、科目を起こすための 1 千円のための予算計上となっております。
	次に、一般会計繰入金等ですが、被保険者数の減少が見込まれ、今年度の実績を踏まえた上で、保険基盤安定軽減・支援分については合わせて 308 万 2 千円の減額を見込み、出産育児一時金分については前年度と同額とし、職員給与費分、財政安

	定化支援事業分、その他繰入金を合わせて、82 万 6 千円の減を見込んでおります。
	また、未就学均等割保険料負担分及び産前産後期間保険料免除分についても繰入対象経費となるため、前年度と同額を計上しております。
	来年度に特定健診において心不全の早期発見と予防のための検査として、新たに血液検査として行う NT-proBNP 検査と食塩接種量を尿検査から測定して行う検査の 2 項目を新たに実施する予定となっております。その追加項目にかかる検査費用の財源として、国保の財政調整基金を繰入れして活用する予定となっております。
	繰入額につきましては追加検査費用と同額の、346 万 5 千円です。
	諸収入の特定健診受診料徴収金等につきましては、前年度から 5 万 8 千円の減額の計上をしております。
	続いて、歳出の説明に移ります。
	まず保険給付費等の見込につきましては、歳入の普通交付金でもご説明しましたが、北海道が推計した金額を計上しております。
	事業費納付金につきましては、北海道の算定により一般納付金基礎額（医療分）、後期高齢者等納付金基礎額、介護納付金基礎額等を納付する額となり、前年度比 267 万 6 千円の増額となっております。
	次に、財政安定化基金拠出金については、北海道の国民健康保険財政安定化基金交付事業により基金を交付した場合に全市町村で拠出するもので、令和 7 年度における支出ありませんが、科目を起こすための 1 千円のみ予算計上となっております。
	次に、保健事業費については、先程の歳入部分でお話しましたように特定健診の追加項目の実施や会計年度任用職員に係る報酬や手当等の増加により 397 万 7 千円増額となっております。
	以上、令和 7 年度国民健康保険特別会計予算（案）概要説明とさせていただきます。また、7・8 ページにつきましては、詳細となっておりますので、事前に資料配布してご覧いただいていることから、説明は省略させていただきます。
会 長	令和 7 年度の特定健診において新たに追加される項目があるということで、説明など事務局からありますか。
事 務 局	保健師の菊池です。よろしくお願いします。令和 6 年度から第 3 期データヘルス計画の取組が始まりまして、医療費や介護保険を分析させていただく中で、心臓に

	関する病気がとても増えてきております。特に心不全が顕著となっており、その心不全予防として、心臓に負荷がかかったときの血液の測定値を測り、心不全予備軍の早期発見を目的に新たに追加させていただいたところです。以上で説明を終わります。
会 長	来年度予算について他に皆さんから質問はありますでしょうか。意見等なければこの案を３月議会に上程していくことになっていきますがいかがでしょうか。
委 員	(意見等なし)
3 その他	
	XID（上富良野町からのお知らせアプリ）の利用について
事 務 局	その他としまして XID アプリの利用について説明させていただきます。
	町から町民等に対してお知らせをするとなった場合には基本的に書面にてお送りしているところですが、XID アプリを導入していただくと、アプリにて通知を受けることが可能となり、郵送料などの費用面の削減や文書の紛失防止に繋がることが期待されています。２年程前から国政選挙や町の選挙の期日前投票において、各世帯に届く入場券と併せてアプリをインストールされている方についてはアプリ内で「スマホで入場券」が届き、はがきがなくても期日前投票を行える仕組みとなっております。アプリを導入していなかったり、このことについて知らなかったという人が知り合いの方などにいらっしゃいましたら、周知等行っていただければと思います。以上でその他の説明を終わります。
会 長	XID アプリについては健康保険のお知らせのみではなく、町全体からのお知らせが把握できるようになるということか。
事 務 局	よく皆さんが使われている「LINE」などについては不特定多数の方に通知を出すものとなっておりますが、会議の周知を行う際は「信書」で通知しますが、今回については「デジタル信書」というかたちでマイナンバーカードを利用し、特定の方に対して通知をする方法となっております。まずは、行政手続きのデジタル化の推進ということで、行政委員会に所属している委員さんには是非協力をしていただいて、会議の案内等を行う際はアプリを活用していければと考えております。マイナンバーカードとスマートフォンがあれば利用登録を行えますので、ご不明な点等ありましたら気軽にご相談下さい。よろしくお願い致します。

会 長	報告案件、諮問事項、その他事項に関して、他に何もなければこれで本日の運営協議会を終わります。
各委員	(他に意見、質問なし。)
19 時 30 分終了	